

令和5年度
ゲート設備耐久性塗装モニタリング業務

特 別 仕 様 書
(当 初)

関東農政局 土地改良技術事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

令和5年度ゲート設備耐久性塗装モニタリング業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、令和3年度に策定した「農業水利施設の補修・補強工事に関する参考技術図書【ゲート設備再塗装編】」（以下「参考技術図書」という。）内における耐久性塗装工法について、モニタリング調査を実施しデータの収集を行うことにより、参考技術図書の内容の充実に資するものである。

(場所)

第1-3条

本業務におけるモニタリング調査のうち現地調査の対象とする施設は、北海道岩内郡共和町地内及び北海道雨竜郡幌加内町地内で、別添調査位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序及び方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。

(管理技術者)

第1-6条

- 1 管理技術者は共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木、農業農村工学

資 格	技術部門	選択科目
博士	農 学	—
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—

2 別紙6に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1－7条

担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－8条

共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役割及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－9条

受注者は、共通仕様書第1－37条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2－1条

この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改定)年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局	令和5年4月

番号	名 称	発 行 所	制定（改定）年月
2	農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工（ゲート設備）」	農林水産省農村振興局	平成22年6月
3	ダム・堰施設技術基準（案）	国土交通省総合政策局建設施工企画課	平成28年3月
4	機械工事塗装要領（案）・同解説	国土交通省総合政策局公共事業企画調整課	令和3年2月

※農業水利施設の機能保全の手引きは、農林水産省ホームページ

(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/index.html>) より入手可能。

（設計条件）

第2-2条

本業務実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- （1） 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分に打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- （2） 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。
- （3） 現地調査を行う時期は、下記に示す期間を予定しているが、詳細については監督職員及び施設管理者と打ち合わせた後、実施するものとする。

施設名	施設管理者	作業予定期間	備考
発足幹線用水路 制水ゲート 放水ゲート	共和土地改良区	令和5年10月以降 ※非かんがい期に限る	双葉地区 （北海道岩内郡共和町）
幌加内幹線用水路 分水ゲート	幌加内土地改良区		幌加内地区 （北海道雨竜郡幌加内町）

- （4） 立入り許可が必要な施設内に立ち入る場合には、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。
- （5） 現地調査の結果、仮設が必要となった場合には監督職員と協議する。

（対象施設）

第2-3条

本業務の対象となる施設は、次のとおりである。

なお、詳細については別紙2 調査対象諸元施設一覧表による。

- ・ 発足幹線用水路 ゲート設備 8 門
- ・ 幌加内幹線用水路 ゲート設備 3 門

（貸与資料等）

第2-4条

貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量	備考
報告書	平成 24 年度 後志中部地域国営造成施設高度化事業検討業務報告書	一式	発足幹線
	平成 29 年度 ゲート耐久性塗装工法整理検討その他業務報告書	一式	発足幹線
	平成 25 年度 石狩・空知地域国営造成水利施設高度化対策調査業務報告書	一式	幌加内幹線
	平成 27 年度 石狩・空知地域国営造成水利施設高度化対策調査業務報告書	一式	幌加内幹線
	令和 2 年度 ゲート設備再塗装工法に係る技術図書作成業務	一式	
資料	農業水利施設の補修・補強工事に関する参考技術図書 【ゲート設備再塗装編】	一式	

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(貸与資料の取扱い)

第 2－5 条

第 2－4 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、現地調査時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3－1 条

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙 1 「作業項目内訳表」に示すとおりである。

- (1) モニタリング調査 1 式
- (2) 適用性評価 1 式
- (3) 報告書とりまとめ 1 式

(現地作業内容)

第 3－2 条

現地調査の詳細は次のとおりである。

- (1) 問診調査

「平成 29 年度 ゲート耐久性塗装工法整理検討その他業務」等、事前に得られた情報を参

考に、現在の再塗装に係る劣化の状況、経年変化の状況、維持管理の状況等について、施設管理者に問診調査を行う。

(2) 定点調査（近接目視調査及び塗膜厚調査）

「平成 29 年度 ゲート耐久性塗装工法整理検討その他業務」等で実施した、近接目視調査及び塗膜厚調査の調査地点、調査項目に基づき、近接目視及び計測を行う。

なお、調査結果は参考技術図書及び別紙 3 を利用して記録するものとし、記録した電子データは成果物に含まれるものとする。

（作業の留意点）

第 3－3 条

業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第 2－4 条及び共通仕様書に示す参考図書、受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 総合的な考察及び判定は、相当の技術を有する技術者により、現況を十分把握のうえ行う。
- (4) 現地調査の調査箇所（調査位置）の詳細については、監督職員と協議の上、決定するものとする。また、作業は施設管理者と調整の上で行う。
- (5) 現地調査にあたっては、対象施設に損傷等を与えないよう十分留意して行うものとし、現地調査により対象施設の本来の機能に悪影響があった場合は、受注者の責任において復旧するものとする。
- (6) 対象施設、関連施設及び設備が機能診断、モニタリング等を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに、十分に活用し効率的な作業を行う。
- (7) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
 - ・「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。

（業務写真における黒板情報の電子化）

第 3－4 条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合は、受注者は、以下の 1 から 4 によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

- (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。
なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

第4章 業務管理

（情報共有システム）

第4条

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

（打合せ）

第5条

共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（現地調査計画作成段階）

第3回 中間打合せ（現地調査結果整理段階）

第4回 中間打合せ（対策工法に関する適用性の整理段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙6に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

（成果物）

第6－1条

成果物を共通仕様書第1章第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

（1）成果物の電子媒体（CD－R等）正副2部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD－R等）により別途1部を提出するものとする。

（2）成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第6－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

埼玉県川口市南町2－5－3

関東農政局土地改良技術事務所

第7章 契約変更

（契約変更）

第7条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （1）第2－2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。
- （2）第2－3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。
- （3）第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更・追加が生じた場合。
- （4）第5条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- （5）第6条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- （6）履行期間の変更が生じた場合。
- （7）関係機関等対外協議等により業務計画等に変更が生じた場合。

(8) その他監督職員が必要と認めた場合

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1 【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容・規格	数量	備考
1. 準備作業	貸与資料の内容を把握するとともに、業務に必要な各種資料の整理を行う。	1 式	
2. モニタリング調査（別紙 2 「現地調査対象施設諸元一覧表」に示す施設）			
(1) 問診調査	施設管理者から再塗装前（旧塗膜）の劣化に係る経年変化の状況、再塗装後の劣化の状況、経年変化の状況について問診調査を行う。 また、再塗装時の施工状況について問診調査を行う。	ゲート数 11 門	発足：8 門 幌加内：3 門
(2) 近接目視調査	目視、触診で塗膜の変状を確認し、スケッチ・写真撮影を行い、変状箇所の寸法、範囲を記録する。 塗膜の調査項目は、さび・はがれ・ふくれ・われとする。	ゲート数 11 門	発足：8 門 幌加内：3 門
(3) 塗膜厚調査	塗膜計を使用し、塗装の塗膜厚を測定する。 測定箇所は上中下左右の 5 点を計測したものを 1 箇所とし、過年度の測定箇所と同数を想定している。	ゲート数 11 門	発足：8 門 幌加内：3 門
3. 調査結果 取りまとめ	上記 (1) ～ (3) の取りまとめを行う。 また、過年度までに実施されたモニタリング調査の結果と比較し、変状の進捗度、変状の違いについて整理するとともに別紙 3 に必要事項を記載する。	1 式	
4. 適用性評価（対策工法に関する適用性の整理）			
(1) 検証結果 と課題整理	別紙 3 を踏まえて、適用性（工法の性能や現場条件等）、施工性、経済性、維持管理のしやすさなどの視点から評価するために必要となる工法仕様や施設劣化状況、現場条件、施工単価、施工情報、モニタリング項目等の情報項目を別紙 4 により整理する。	1 式	5 工法（11 事例）
(2) 技術適用 情報の整理	(1) によって整理された適用性等について、別紙 5 により技術カルテの更新を行う。	1 式	4 工法（9 事例）
5. 点検取り まとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	

別紙2 【現地調査対象施設諸元一覧表】

施設名称・ 対象構造物	施設規模			扉体測定箇所	備考
	規格等	規格寸法	塗装種別	塗膜厚調査	
発足幹線用水路 (双葉地区)	No.2 調節水槽制水ゲート (ゲート片面：下流側調査)	鋼製スライドゲート W2.15m×H1.00m	テナクソン	5箇所	2種ケレン
	No.3 放水門工放水ゲート	鋼製スライドゲート W1.00m×H1.00m	エポテクトタールフリー	6箇所	
	No.4 放水門工制水ゲート	鋼製スライドゲート W2.00m×H1.00m	エポテクトタールフリー	6箇所	
	No.5 サイホン 口制水ゲート	鋼製スライドゲート W2.15m×H1.05m	セラニックス	6箇所	
	No.6 放水工放水ゲート	鋼製スライドゲート W1.65m×H1.00m	テナクソン	6箇所	
	No.7 放水工制水ゲート	鋼製スライドゲート W1.65m×H1.00m	テナクソン	6箇所	
	No.8 放水工放水ゲート	鋼製スライドゲート W1.16m×H1.10m	セラニックス	6箇所	
	No.9 放水工制水ゲート	鋼製スライドゲート W1.76m×H1.10m	セラニックス	6箇所	
幌加内幹線用水路 (幌加内地区)	分水門 No.1 ゲート	鋼製スライドゲート W2.00m×H1.20m	エポキシ樹脂系塗装	5箇所	1種ケレン
	分水門 No.2 ゲート	鋼製スライドゲート W2.00m×H1.20m	ガラスフレーク系塗装	5箇所	1種ケレン
	分水門 No.3 ゲート	鋼製スライドゲート W2.00m×H1.20m	エポキシ樹脂系塗装	5箇所	3種ケレン

別紙3

対策工法の適用と評価 個別調査票（実施要望・実施計画・実施結果）

管理番号	
実施年度	

テーマ番号	
関連番号	

最終更新日: 0000/00/00

技術区分				対象工種			
検証対象施設諸元							
地方局名				調査管理事務所等名			
施設造成地区名				施設名			
施設管理者名				ストックDB施設番号			
施設の所在地		都道府県名		市町村名		地名	
施設造成年(西暦)		年		調査実施年(西暦)		年	供用年数
工法適用対象箇所							
構造・仕様							
形状・規模 (パイプライン)		φ(mm)		L(m)		管の種類(内圧or外圧、○形、○種)	
		継手種類			管製造業者名		
		その他					
形状・規模 (その他工種)							
想定される施設の劣化要因等	地域特性						
	材料	①				②	
		③				④	
	設計	①				②	
		③				④	
	施工	①				②	
		③				④	
	事故歴 (パイプライン)	事故歴の有無				事故発生状況	
	事故歴 (その他工種)						
	使用環境等	①				②	
		③				④	
		⑤				⑥	
その他条件							

対策工法の検証目的						
検証目的 (着目する変状・劣化要因 と調査のねらい、期待され る成果・得たい知見等)						
技術適用施設情報	機能診断調査の実施	実施年度			機能診断調査業務名	
	定点番号等	種類		値		
	主な変状と劣化要因 (機能診断調査結果)	変状①				要因①
		変状②				要因②
		備考				
	技術適用施設の 図面・写真・特徴 (不具合・変状発生 状況、周辺環境、現 場条件等)					
従来技術・手法の課題等 (検証の必要性)		従来技術や手法			検証技術	
	技術性能					
	経済性					
	要約					
検証者	概要					

工 法	モニタリング計画	確認項目	確認方法		頻度等
検証実施(施工)期間 (着工年月～竣工年月)		～		施工期間中の 主な気象条件	
対策工法の概要					
技術区分		0			
対策工法名					
開発メーカー名			連絡先		
主な使用材料			施工方式		
対策工法の特徴 (仕様・現場適用条件)					
対策工法の選定理由					
対策工法の概要 (施工フロー・留意点)					

対策工法の概算費用 (千円)	標準単価			施工数量 (延長・箇所数等)	
	総額				
	概算費用 適用条件				
標準施工量					
適用実績(NN事業)					
適用実績(その他)					
技術情報登録状況					
対策工法の検証結果					
検証時の現場適用条件	施設材料・構造				
	施設の立地環境				
	通水・稼働条件				
検証結果 (補修補強性能)	要求性能 (評価指標)	確認項目	確認方法	規格値等	結果(実測値等)
	その他補足事項				
	施工直後の変状等				
	検証結果① (補修補強性能)				
	検証結果② (施工性)				

適用（評価）結果	検証結果③ （経済性）		
	検証結果④ （維持管理性）		
	検証結果⑤ （その他）		
	検証結果 （総合評価、課題）		
第三者委員会のコメント （実施前）			
第三者委員会のコメント （実施後）			
今後の予定			
備 考 （その他特記事項）			
検証業務・工事名		請負 業者名	

技術適用性評価表(案)／【ゲートーゲート補修補強工法ーゲート設備補修ーゲート設備塗装の長期供用仕様対策】

技術情報				総合評価	
工種名	施設機械設備	事業分類	対策工法	ストマネ高度化事業	ストマネ高度化事業
チーム番号	機-7				
技術大分類	補修工法	小分類	ゲート設備補修		
技術名	ゲート設備塗装の長期供用仕様対策				
事業区分					
対策実施年					
管理番号					
関連業務番号					
事務所名					
対策工名					
対策の概要					
工法仕様					
技術開発メーカー名					
施設基本情報	ゲートの種類				
	供用年数				
	規模				
	胴体形式				
	胴体の開閉・転倒頻度				
	河川の水質				
	対策対象部位				
	主な劣化変状(対策による改善対象の変状)				
	主な劣化要因(対策による改善対象の変状要因) ※旧塗装の塗料名、新設時から現在までの塗装の経歴を記載				
	補修前の管理状況				
	その他特記事項				
	工法の選定理由				
	品質・耐用年数				
	塗料の特徴				
	工法基本情報	概算事業費施工単価(円/㎡)(直接工事費、仮設撤去)			
工法基準標準施工量(㎡/日)					
施工上・下限気温					
必要なケレン種					
メーカー推奨の施工管理値		温度(施工・養生)		ゲート設備補修	
		湿度(施工・養生)			
		希釈率			
		塗膜厚の施工管理値(最小厚・平均)			
		特記事項			
維持管理性		補修塗装の難易度			
		耐候性			
		耐水性			
工法の性能		性能試験(試験方法・JIS番号等)			
		付着性			
		耐衝撃性			
		耐摩耗性			

技術適用性評価表(案)／【ゲートゲート補修補強工法ーゲート設備補修ーゲート設備塗装の長期供用仕様対策】

				総合評価			
工種名		施設機械設備	事業分類	対策工法	スリマネ高度化事業	スリマネ高度化事業	
テーマ番号		機-7					
技術大分類	補修工法	小分類	ゲート設備補修				
	ゲート設備塗装の長期供用仕様対策						
技術名							
	事業区分				スリマネ高度化事業	スリマネ高度化事業	
	対策実施年						
	管理番号						
	関連業務番号						
	事務所名						
	対策工名						
	モニタリング時 （最新 情報を 記述）	全体目視調査（ひび割れ、浮き、膨れ、剥離、欠損、変色）					
		部分詳細目視調査（ひび割れ、剥離等の進行記録）					
		モニタリング調査結果過【H24】					
		モニタリング調査結果過【H25】					
モニタリング調査結果過【H26】							
適用結果 （実績）	適用性 （対策工主体の成果）						
	施工性						
	経済性						
	その他参考情報						
	課題 （対策工主体の成果）						

別紙5

技術カルテ(補修補強工法)

整理番号	
事例番号	

技術区分		機械設備の補修・補強工法		材料区分			
対象施設(工種)		水門(施設機械設備)					
性能キーワード		長期耐久性塗装					
補修補強工法名		無溶剤形エポキシ炭化水素樹脂塗料・タールフリー変性エポキシ樹脂塗料・無溶剤・無機質SWCシロキサン結合塗料・ガラスフレーク含有塗料・一液性無溶剤・無機質アルコキシシラン樹脂塗料					
補修補強性能(※)	補修補強対象部位	ゲート塗装					
	劣化要因						
	変状の種類						
	変状の程度						
	工法性能特性						
	地域劣化特性						
	その他						
適用現場条件(※)	施設材料・構造						
	施設の立地環境						
	通水条件						
	施工面の状態						
工法概要と特徴							
施工写真							
		【 施工前 】				【 施工後 】	

別紙5

参考耐用年数	
施工概要(※)	
【 作業工程 】	【 施工時の留意事項等 】
日施工量(※)	
参考積算価格	
NN事業施工実績(※)	
適用時の留意事項(※)	
技術情報登録状況	
備考 (その他参考情報)	

(※)現地適用結果より記入する項目

別紙 6（第 5 条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、設計業務にあつては、その割合が 10 分の 8 を超える場合にあつては 10 分の 8 とし、10 分の 6 に満たない場合にあつては 10 分の 6 とするものとする。

また、調査業務にあつては、その割合が 10 分の 8.5 を超える場合にあつては 10 分の 8.5 と、3 分の 2 に満たない場合にあつては 3 分の 2 とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額